

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課(室)名

○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正

教 育 政 策 課

告 示

長崎県告示第258号の3

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和8年度予算に係る補助金等から適用する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 1 教育環境整備課関係						別表（第2条関係） 1 教育環境整備課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等		補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等		補助率又は額	補助対象者
1～9 略						1～9 略					
		10 長崎県立高等学校臨時支援金補助金				10 長崎県立高等学校臨時支援金補助金	県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。	県立高等学校の授業料及び受講料		10分の10以内	生徒
		11 長崎県市立高等学校臨時支援金補助金				11 長崎県市立高等学校臨時支援金補助金	市内の市立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を	市内の市立高等学校の授業料及び長崎県市立高等学校臨時支援金に関する事務に要する経費		10分の10以内	生徒及び市

2 義務教育課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 及び 2 略				
3	生成A Iによる英語発信力強化事業費補助金	市町の生成A I英会話アプリの導入を促進し、児童生徒の英語発信力の強化を図る。	各市町が生成A I英会話アプリを導入するに当たりアプリ提供事業者へ支払う経費	2分の1以内 市町
3 高校教育課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	留学生の宿舍確保対策として、市が離島留学制度実施校に組織する離島留学運営委員会等に対して助成する経費	略
2 及び 3 略				
4	長崎県高等学校親子留学補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	市町が、親子留学制度を利用して離島留学実施校に通学する生徒の保護者（ひとり親世帯等）又は離島留学制度実施校に組織する離島留学運営委員会等に対して助成する経費	略
5 略				
4 教育DX推進課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	県立高等学校学習者用端末購入補助金	県立高等学校に入学する生徒が学	知事が別途実施する公募により選定され、知事と県立高等学校における学習者用端末等の販売に係	生徒（保護者）が購入した学習者

		図り、教育の機会均等に寄与する。		
2 義務教育課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 及び 2 略				
3 高校教育課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	留学生の宿舍確保対策として、市が離島留学制度実施校に組織する離島留学運営委員会に対して助成する経費	略
2 及び 3 略				
4	長崎県高等学校親子留学補助金	高校生の離島留学の円滑な推進を図る。	市町が、親子留学制度を利用して離島留学実施校に通学する生徒の保護者（ひとり親世帯等）又は離島留学制度実施校に組織する離島留学運営委員会に対して助成する経費	略
5 略				

助金	習者用 端末等 を購入 するに 当たり 、生徒 (保護 者)の 経済的 な負担 の軽減 を図り 、経済 的な事 情によ ること なく教 育の機 会を確 保する ことを 目的と する。	る業務協定を締結し た事業者が行う、県 立高等学校に入学す る生徒に対する学習 者用端末等の販売に 要する経費	用端末 等1台 につき 20,000 円	公募に より選 定され 、知事 と業務 協定を 締結し た者)
----	---	--	----------------------------------	--

5 児童生徒支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1 略

6 生涯学習課関係 略

7 学芸文化課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				
7 文化 活動地 域展開 等推進 事業費 補助金	文化 活動の 地域展 開等の 推進を 目的と する。	市町が行う、次に掲 げる事業に要する経 費 (1) 休日の地域クラ ブ活動費等の支援 (2) 地方公共団体の 体制整備等 (3) 平日も含めた地 域展開等の加速化	(1)、(2) 及び (4) 3分 の2 以内 (3) 10 分の 10以	市町

4 児童生徒支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1 未来へ つなぐ 「確か な一歩 」推進 事業費 補助金	不登校 児童生 徒の教 育機会 の確保 及び将 来の社 会的自 立に向 けた支 援を推 進する	市町が、学校外の公 的機関、民間施設又 は地域行事、自然環 境等の社会資源を活 用して実施する不登 校児童生徒の将来の 社会的自立に向けた 体験活動に要する経 費	2分の 1以内	市町
---	--	---	------------	----

2 略

5 生涯学習課関係 略

6 学芸文化課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				
7 文化 におけ る部活 動指導 員配置 事業費 補助金	文化 活動に おける 教員の 負担軽 減と体 制整備 を図る	中学校の文化部にお ける部活動指導員の 配置に要する経費	3分の 2以内	市町

			のための重点課題 への対応 (4) 中学校における 部活動指導員の配 置	内	
8 体育保健課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象者
1～3 略					
4	長崎県 中学校 中学校 体育連 盟事業 費補助 金	中学校 生徒の 競技力 向上及 び生徒 相互の 親睦を 図り、 心身共 に健全 な中学 生を育 成する 。	長崎県中学校体育連 盟が行う、次に掲げ る事業に要する経費 (1) 略 (2) 県中学生地域ス ポーツクラブ予選 大会及び県中学校 総合体育大会離島 地区選手派遣事業 (3)～(5) 略	略	
5	公益財 団法人 長崎県 スポー ツ協会 事業費 補助金	広く県 民のス ポーツ を振興 し、そ の普及 及び振 興並び に競技 力の向 上を図 る。	公益財団法人長崎県 スポーツ協会が行 う、次に掲げる事業 に要する経費 (1) スポーツ振興総 合推進事業 (2) 国民スポーツ大 会推進事業	略	
6 略					
7及び8 略					

7 体育保健課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助対 象者
1～3 略					
4	長崎県 中学校 中学校 体育連 盟事業 費補助 金	中学校 生徒の 競技力 向上及 び生徒 相互の 親睦を 図り、 心身共 に健全 な中学 生を育 成する 。	長崎県中学校体育連 盟が行う、次に掲げ る事業に要する経費 (1) 略 (2) 県中学校総合体 育大会離島地区選 手派遣事業 (3)～(5) 略	略	
5	公益財 団法人 長崎県 スポー ツ協会 事業費 補助金	広く県 民のス ポーツ を振興 し、そ の普及 及び振 興並び に競技 力の向 上を図 る。	公益財団法人長崎県 スポーツ協会が行 う、次に掲げる事業 に要する経費 (1) スポーツ振興総 合推進事業 (2) 国民体育大会推 進事業 (3) スポーツ合宿施 設運営事業	略	
6 略					
7	運動部 におけ る部活 動指導 員配置 事業費 補助金	運動部 活動に おける 教員の 負担軽 減と体 制整備 を図る 。	中学校の運動部にお ける部活動指導員の 配置に要する経費	3分の 2以内	市町
8及び9 略					
10	国民ス ポーツ 大会九 州ブロ ック大 会開催 費補助 金	国民ス ポーツ 大会九 州ブロ ック大 会を円 滑に開 催する	国民スポーツ大会九 州ブロック大会の開 催に係る事業に要す る経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	国民ス ポーツ 大会九 州ブロ ック大 会長崎 県実行 委員会

	ことを 目的と する。		
11及び12 略			

9及び10 略

11	長崎県 中学生 地域ス ポーツ クラブ 予選大 会開催 費補助 金	長崎県 中学生 地域ス ポーツ クラブ 予選大 会の円 滑な開 催及び 参加生 徒保護 者の負 担軽減 を図る 。	長崎県中学生地域ス ポーツクラブ予選大 会の開催に要する経 費。 ただし、保護者等が 負担する参加料を減 額する場合（物価高 騰等による保護者へ の参加料増額の一部 充当する場合を含 む。）に限る。	予算の 範囲で 知事が 定める 額	競技団 体
12	九州地 区盲学 校体育 大会開 催費補 助金	九州地 区盲学 校体育 大会を 円滑に 実施す ること を目的 とする 。	九州地区盲学校体育 連盟が長崎県内で行 う、九州地区盲学校 体育大会開催事業に 係る経費	予算の 範囲で 知事が 定める 額	九州地 区盲学 校体育 連盟
13	運動部 活動地 域展開 等推進 事業費 補助金	運動部 活動の 地域展 開等の 推進を 目的と する。	市町が行う、次に掲 げる事業に要する経 費 (1) 休日の地域クラ ブ活動費等の支援 (2) 地方公共団体の 体制整備等 (3) 平日も含めた地 域展開等の加速化 のための重点課題 への対応 (4) 中学校における 部活動指導員の配 置	(1)、(2) 及び (4) 3分 の2 以内 (3) 10 分の 10以 内	市町
14	長崎県 学校給 食費負 担軽減 補助金	保護者 が負担 する学 校給食 費の負 担軽減 を図る 。	保護者が負担する学 校給食等に要する経 費	10分の 10以内	市町、 県立特 別支援 学校の 学校給 食費を 取り扱 う団体 及び県 立特別 支援学

		校に在 籍する 児童の 保護者
<u>9</u>	教育環境整備課、体育保健課共通 略	<u>8</u> 教育環境整備課、体育保健課共通 略
<u>10</u>	義務教育課、体育保健課共通 略	<u>9</u> 義務教育課、体育保健課共通 略
<u>11</u>	学芸文化課、体育保健課共通 略	<u>10</u> 学芸文化課、体育保健課共通 略

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト
田 宏
弥